

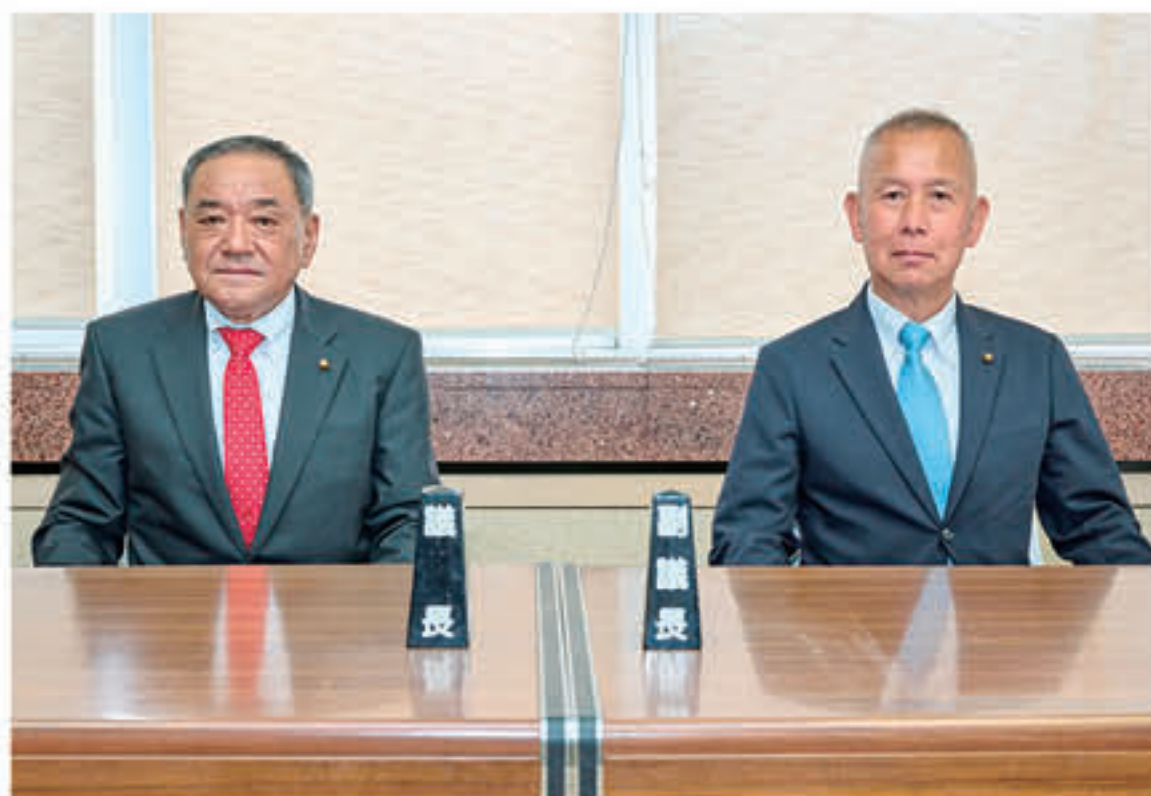


# ふじよしだ 議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

第166号

## 就任あいさつ



第72代 議長  
宮下 宗昭

第70代 副議長  
藤田 徹

市民の皆様には、平素より富士吉田市議会に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

このたび、令和6年第3回定例会におきまして、議員各位のご推挙により私たち両名が議長並びに副議長の重責を担わせていただくことになりました。誠に身に余る光栄であり、その職務の重大さを痛感しているところであります。

さて、昨年に引き続き、市内では「新倉山浅間公園から望む富士山」や「本町2丁目交差点からの富士山」を一目見ようと、国内外から多くの観光客に訪れていただいております。活気と笑顔が戻って参りました。その反面、オーバーツーリズムによる観光公害が懸念されており、地域住民と観光客とが良好な関係を築いていくことが不可欠であります。この問題以外にも、防災対策、少子化対策、さらには観光施策の推進など取り組まなければならない課題は山積しております。

私たち市議会といたしましても、議員一丸となり、これらの課題により一層の創意工夫と努力を積み重ね、また、執行機関とともに、希望に満ちた明るい富士吉田市を構築して参りたいと考えております。

市民の皆様の信頼と期待に応えられる議会運営を目指して万全を期して参りますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。



# 5月臨時会

## 報告第1号

専決処分報告について  
(令和5年度富士吉田市一般会計補正予算第11号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ4890万円を追加し、総額を382億6453万円としたもの。  
歳入では、前年度繰越金4890万円を増額し、歳出では、中小企業等への融資幹旋・利子補給事業費4890万円を増額したものの。

## 報告第2号

専決処分報告について  
(富士吉田市税条例の一部改正)

【内容】

法律の施行に伴い、令和6年度分の個人住民税の減税等を行うため、所要の改正を行ったもの。

## 報告第3号

専決処分報告について  
(富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正)

【内容】

政令の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の基準額の見直し等を行うため、所要の改正を行ったもの。

## 議案第36号

富士吉田市教育委員会教育長の任命について

【内容】

教育長の奥脇義徳氏が、令和6年5月31日をもって任期満了となるため、後任に、渡邊治男氏を任命するもの。

# 6月定例会

令和6年6月定例会は、6月13日に開会し、15日間の会期を終え、27日に閉会しました。

市長からは、報告案件として、令和5年度一般会計における継続費繰越計算書など2件の報告がありました。

また、市長提出の議案12件については、すべて可決、同意しました。人事案件では、議会選出の監査委員として勝俣大紀議員が選任されました。

任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに、辞職に伴う恩賜林組合会議員及び富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われ、委員等がそれぞれ新たに選出されました。

正副議長の選挙が行われ、第72代議長に宮下宗昭議員が、第70代副議長に藤田徹議員がそれぞれ選出されました。

市政に対する一般質問は、4名の議員が行いました。

## 報告案件の概要 即決案件

### 報告第4号

継続費繰越計算書について

(令和5年度富士吉田市一般会計)

【計】

令和5年度から令和6年度までの2か年継続事業として進めている「道の駅富士吉田リニール事業(R5・6継続事業)」外3件について、9285万7250円を翌年度へ通次繰越したものの。

### 報告第5号

繰越明許費繰越計算書について

(令和5年度富士吉田市一般会計)

【計】



【内容】  
「財産管理事業」外10件について、  
23億4746万9千円を翌年度へ繰  
越したものの。

議案第44号

工事請負契約の締結について  
(社会資本整備総合交付金関連  
事業 富士吉田市宮尾垂団地  
1号館内部改修工事)

【内容】  
「社会資本整備総合交付金関連事  
業 富士吉田市宮尾垂団地1号館内  
部改修工事」について、契約金額1  
億6808万円で、渡秀工業株式会  
社と契約しようとするもの。

議案第45号

財産の取得について  
【内容】  
富士吉田市消防団第9分団及び第  
16分団に貸与している消防ポンプ自  
動車の老朽化に伴い、新たな消防ポ  
ンプ自動車2台について、契約金額  
5192万円で、有限会社中村ポン  
プ工作所より取得しようとするもの。

議案第46号

富士吉田市監査委員の選任につ  
いて  
【内容】  
委員の小俣光吉氏の後任に、勝俣  
大紀氏を選任するもの。

議案第47号

富士吉田市公平委員会委員の選  
任について  
【内容】  
引き続き、羽田明弘氏を選任する  
もの。

議案第48号

富士吉田市固定資産評価審査委  
員会委員の選任について  
【内容】  
引き続き、宮下尊之氏を選任する  
もの。



表彰

全国市議会議長会及び山梨県市議  
会議長会の各総会において、左記の  
表彰が行われたことを受け、6月定  
例会に先立ち、表彰状と記念品の伝  
達が行われました。

永年勤続二十五年 特別表彰



渡辺 利彦



戸田 元

会期日程

| 27日                                          | 25日                  | 24日                  | 21日                  | 18日             | 6月13日                                                |
|----------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------|------------------------------------------------------|
| ● 各議員長からの報告<br>● 議案の追加提案<br>● 各議案の採決<br>(閉会) | ● 建設水道委員会<br>付託議案の審査 | ● 文教厚生委員会<br>付託議案の審査 | ● 総務経済委員会<br>付託議案の審査 | ● 市政一般質問<br>本会議 | ● 本会議<br>● 会期の決定<br>● 議案の提出と説明<br>● 議案の委員会付託<br>(開会) |



# 委員会の審査から

●総務経済委員会

●文教厚生委員会

●建設水道委員会

## 総務経済

以下3議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第37号

富士吉田市立多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

#### 【内容】

道の駅富士吉田のリニューアルに伴い、多目的交流施設を廃止するため、「富士吉田市立多目的交流施設の設置及び管理に関する条例」を廃止するもの。

### 議案第39号

財産の取得について

#### 【内容】

公共事業用地を確保するため、富士吉田市土地開発公社が所有する南都留郡富士河口湖町船津字東見返し6116番1万4431.24平方メートルの土地を10億9068万4296円で取得しようとするもの。

なお、審査の中で、財産の取得にあたっては、市民の税金で購入するものであることから、今後の土地の

利活用については、全庁挙げてしっかりと調査研究に努めてほしいとの要望があった。



### 議案第42号

令和6年度富士吉田市一般会計補正予算(第1号)

#### 【内容】

歳入歳出にそれぞれ36億6774万7千円を追加し、総額を319億8774万7千円とするもの。

歳入では、指定寄附金30億円、地方創生臨時交付金2億6458万9千円及び定額減税減収補填特例交付金2億300万円等を増額し、個人

市民税2億300万円及び児童手当県負担金99万5千円を減額し、歳出では、ふるさと振興基金積立金15億円、ふるさと寄附推進事業費15億円、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費2億6458万9千円等を増額するもの。

## 文教厚生

以下の3議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第38号

富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

#### 【内容】

基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準が見直されたことから、条例中の配置基準を変更する必要があるため、所要の改正を行うもの。

なお、審査の中で、保育士の配置基準について、現行では、国の基準を上回って保育士を配置しているが、今般の国の配置基準の改正に合わせ



て、更なる配置の向上に努めてもらいたいとの要望があった。

### 議案第40号

山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

#### 【内容】

現行の被保険者証が廃止されることに伴う資格管理に関する変更について、山梨県内の市町村と協議するため議会の議決を求めるもの。

なお、審査の中で、規約の変更は、県内各市町村議会の議決を必要とする重要な案件であるので、当該規約の目的や主旨を踏まえたうえで、議員の理解が深まるように丁寧な説明に努めてほしいとの要望があった。

### 議案第43号

令和6年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

#### 【内容】

歳入歳出にそれぞれ695万6千円を追加し、総額を50億4381万円とするもの。

歳入では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金611万2千円及び一般会計繰入金84万4千円を増額し、歳出では、国保事業費69

5万6千円を増額するもの。

なお、審査の中で、マイナ保険証を保有しない方へ交付する資格確認書について、有効期間を1年とする方向で県内の議論が進んでいるとのことだが、財政的な観点からも出来るだけ最大の5年に近づくように働きかけていただきたいとの要望があった。



## 建設水道

以下の議案について慎重に審査し、妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第41号

市道の認定について

#### 【内容】

中宿古吉田東線について、拡幅による道路整備を行い、地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、中宿古吉田東線を市道として認定しようとするもの。

なお、審査の中で、該地は緩やかな地形であり、雨水処理については道路に勾配を設けるなどの対策を講じるとされているが、今後、周辺環境が住宅地に変化していくことが予想されることから、豪雨による冠水が発生した際には、迅速に対応してほしいとの要望があった。



## 演習場対策 特別委員会

本委員会は、令和6年4月24日に開催され、「令和7年度防衛施設周辺整備事業計画(概算要求)」について協議しました。





# 6月 市政 一般質問 抜粋



伊藤 進  
議員  
(政友会)

## 質問① 新倉山浅間公園 桜まつりについて

### 1回目の質問

本年3月30日から4月21日まで開催された、第9回新倉山浅間公園桜まつりの来訪者は、27万8589人にのぼり、コロナ禍前の2019年開催の11万2719人の約2.5倍に膨らんだ。

華やかに開催される新倉山浅間公園桜まつりではあるが、地元住民の声を聞くと大変な迷惑を被っているという現実がある。このことに関しては、桜まつり開催中にローカル局の夕方のニュースで取り上げられ、住民が、「違法駐車等の海外から訪れる観光客の迷惑行為に、この地域は子供も多いので治安的なことも心配である。」と困惑している現状が放映されていた。

私のもとにも苦情が寄せられ、その度に市役所の担当所管に連絡を取り、対策をとってもらったが、迷惑駐車は後を絶たず、住民の苦情に有

効な手段をとれないまま、桜まつりを終えた印象がある。

こういった観光客のモラルの問題や交通ルールに関する迷惑行為は、桜まつり開催前から予測できていたと考えるが、行政として桜まつり開催に関して、地域住民に対して担当職員等が出向き、住民説明会などは開いたのか。

また今回、桜の開花時期が遅れていたことから、桜まつりの期間も一週間延長した。このことに関しても地域住民に対して、丁寧な説明と理解されるような対応をしたのか。

また新倉山浅間公園駐車場は、今回使用を禁止し、警備員等の駐車場として使用したと聞いているが、この駐車場は100台分のスペースがあり、桜まつりに限らず、有料駐車場として提供し、徴収料金で、過去にも対策をとっていた駐車場出入口の一方通行の道路整備等を行い、来訪者の利便性を図ってほしいが、見解はどうか。

また下吉田第2小学校グラウンド等の臨時駐車場は、普通車1000円の駐車協力金を桜の開花宣言翌日から葉桜宣言前日までの期間に限

り、徴収していた。桜の開花に合わせた駐車料金の徴収手段については、このような対応をとる場所も散見されるが、少しでも利益を上げ、地元住民の不自由を解消するための費用にするためにも、桜まつり期間中、開花状況に関係なく駐車協力金を徴収するべきだが、見解はどうか。

桜まつり期間中、新倉山浅間公園付近では、車両通行止めの道路規制を行った。浅間町の住民には、通行許可証を発行して、配布し対応していたが、一般観光客の車が通行していたというケースが、毎日のように見られると、住民から苦情があった。通行止めの区間が一見してわかるように、多言語の看板等を設置することが得策であるが、見解はどうか。

また今回の新倉山浅間公園桜まつり期間中、下吉田第2小学校グラウンド脇に、自己完結型ミネラルイオントイレを設置したと聞いている。このトイレは、ミネラルイオン溶液を排泄物に添加することで、汚物を洗浄水と汚泥に分解し洗浄水を繰り返し使用することで、給排水が不要になるとのことだ。実験的に設置したこのトイレに対して、どのような評価を持ち、トイレ不足が課題になっている新倉山浅間公園忠霊塔への設置の可能性も含めて、現時点での見解はどうか。

### 1回目の市長答弁

本年度の桜まつりについては、イ

ンバウンドによる来訪者も例年以上となる中、国内外から想定を上回る数の観光客が来場された。

今後においても、地域住民の理解と協力をいたたく中、地域の活性化に繋げていく。

### 1回目の経済環境部長答弁

まず、桜まつり開催に関しての住民説明会についてだが、例年、桜まつりの開催2か月前に地元説明会を実施しており、それ以外にも随時自治会などの住民代表者と協議を行うなど、十分な意見交換ができていたものと認識している。

次に、桜まつり延長の際の住民への周知についてだが、本年は、全国的に平年より開花時期が遅く、当初予定していた開催期間の終盤に至っても、まだまだ桜は咲き誇っている状況にあった。そのような状況の中で桜まつりを終了すると、交通規制や警備員の配置ができなくなり、交通渋滞や人流も収まらず、地域に大きな混乱を生じかねない状況に陥ることが想定されたため、桜まつりの延長を急遽判断し、会場周辺の看板にて周知を行うとともに、周辺の自治会などを通して、地域住民に報告したところである。

次に、有料駐車場にて徴収した料金による道路整備等についてだが、新倉山浅間公園は、来園者の多くが市外の方であり、維持費の負担が以前より大幅に増えたことも踏まえ、





駐車場の有料化については具体的に検討していく。

次に、桜まつり期間中における協力金の徴収についてだが、桜まつりにおける臨時駐車場は、桜を楽しんでもらうことへの対価として、桜まつりを続けていくための協力金という観点にて徴収しているものである。このことにより、桜の開花宣言の翌日から葉桜宣言の前日までの協力ということで運営しているので、理解を願う。

次に、通行止めの区間が一見して分かるような多言語の看板等の設置についてだが、本年の状況を検証し、今後は更に分かりやすい看板の設置を進めていく。

最後に、ミネラルイオントイレの設置の可能性についてだが、今回の桜まつりで実証実験を行ったところ、実践で利用するには、まだまだ実験を重ねることが必要であるとメー

カーより報告を受けたところである。今後も他のイベント等において実験を重ね、環境に優しいトイレを設置できるよう、引き続き研究していく。

## 2回目の質問

今回「新倉山浅間公園桜まつり」に関する一般質問を行うにあたり、地元住民の意見を色々と聞いた。その中の話では「以前は、担当職員が一軒一軒回ってくれて説明に来てくれたが、今回は何もなかった。ただ桜まつり期間中ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いしますと回覧板が回ってきただけ。」と話していた。

住民説明会を開いたことの認識が、行政側と住民側で齟齬があるのは、なぜだろうか。住民説明会開催にあたり、どのような方法で周知し開催場所はどこで行い、何人ぐらいの住民が参加したのか。

また地元住民説明会を開いたのであれば、その時に住民からの意見や要望、それに対する行政側の考え方など、意見交換の内容を、住民説明会に参加できなかった住民に対して、文章を作成し、回覧板等を通じて報告すべきだが、そのような対応はあったのか。

また住民代表者と協議を随時行っていたことは、私も関係者から聞いている。しかし重要なことは、その内容を住民に周知することだ。住民に対して、協議の内容をフィードバックしているのか。

地域住民からもらった資料に回覧板で各戸に届けられたものがある。内容は、観光客の増加によって、町内の道路が混雑渋滞し、町民の毎日の通行に支障が出ている。こういった事象に対して何らかの対策が取れないかと、市役所に相談に行ったと報告されている。

その時に相談した担当課の話では、「町内の道路は市道であるが、交通に関しては道路交通法が適用され、警察が所轄しているため、市として交通の規制を行うことはできない。交通規制については、警察に相談した方が良いのではないか。」という回答だったようだ。

この資料は、「以上のような状況であり、現時点ではよい解決方法が見つかっていません」と結ばれている。

意見交換をしただけで、警察に行ってくれれば、地域住民の感情を逆撫でするものである。

地域住民の常日頃、その時々感じている迷惑やストレス、我慢を強いられた事に対して、行政として常に住民の思いに寄り添い、フレキシブルな対応をし、胸襟を開き、住民の声にオンタイムに、実効的な施策を提案していくべきだと考えるが、見解はいかがか。

## 2回目の経済環境部長答弁

まず、桜まつり開催に関しての住民説明会についてだが、桜まつり開

催前に実施している住民説明会については、周辺自治会や新倉山浅間公園を中心活動している団体、新倉山富士浅間神社関係者などの各代表者へ文書により案内を行い、下吉田コミュニティセンターにて開催し、合計13名が参加された。

次に、住民説明会に参加できなかった住民に対しての対応についてだが、住民説明会では、地域の代表者として自治会長や各団体の代表者に説明を行っており、そこで決定した内容を出席した各代表者が地元を持ち帰り、地元の会合において周知や報告がされているものと認識している。

次に、住民代表者との協議内容の地元住民へのフィードバック及び住民に寄り添うフレキシブルな対応についてだが、例年桜まつり終了後、住民説明会と同様のメンバーにて反省会を開催しており、本年は昨年の反省会での要望に基づき、地元住民のみが通行できる道路の設定、シャトルバスの発着場所や警備員の配置場所の変更、トイレの増設などを実施しており、住民の思いをフィードバックできているものと認識している。また、本年の桜まつりにおいては例年の来園者数をはるかに超え、主催者も住民も想定していなかった事態が発生した。この状況を受け、自治会の皆様が市役所に相談に来庁されたが、想定外である上に急遽の案件であったため行政では対応することができなかったものと認識して



いる。しかし、主催者も住民の要望を聞きながら、警備員の配置や車両の流れの変更を行うなど、適宜対応したことも事実である。

### 3回目の質問

住民説明会とは、広く住民に周知して、一人でも多くの住民に参加してもらい、情報を提供し、意見や質問を受けるための場であると認識している。今回、開催した桜まつりに関する住民説明会は、各種団体等の代表者にも案内し、開催したとのことだが、これが適正に行われた、地域住民に対する住民説明会といえるのか、甚だ疑問である。これでは、地域住民が住民説明会は、開かれていなかったと思うのは、当たり前なことであり、非常に残念な対応であると言えない。

来年以降も桜まつりを開催するのであれば、多くの地域住民に周知した住民説明会を開くべきだと考えるが、見解はいかがか。

また住民代表者に任せずに、以前行っていたように各戸を回り、桜まつりに関する対応を顔と顔を合わせて、住民に説明することが、住民に寄り添った行政サービスであると考ええるが、見解はいかがか。

来年以降もこの桜まつりを継続して開催するのであれば、地元代表者ばかりでなく、地域住民一人一人の声に耳を傾けて欲しい。桜まつりに関して、地域住民の迷惑やストレス

に対する行政側の対応や考え方は、地域住民の感覚と大きなズレが生じている。

答弁にあるように、打ち合わせを重ね混乱のなきよう運営をし、住民の日常生活に負担をかけぬように実効性のある対策を講ずるべきだが、見解はいかがか。

### 3回目の経済環境部長答弁

まず、多くの地域住民に周知した住民説明会を開くべきとのことについてだが、例年開催されるイベントにおいて、地域の代表者に意見を聞くことに問題があるとは考えていない。

地域の代表者が、地域の意見を収集、集約し、様々な事業者の代表などが集う説明会等の場で発表、議論しながら今後の方針を定めていくことは、広く認知されている手法である。

このことから、来年度以降の桜まつりにおける住民説明会についても、これまでと同様に行っていく。

次に、各戸を回り、住民への説明を行うことについてだが、桜まつりの開催を始めた当初においては、新倉山浅間公園の専用駐車場を使用していたため、同駐車場周辺には挨拶に行っていたが、桜まつりの運営などについての協議や説明については、当初から地域住民の代表者に対して住民説明会を行っており、今後においても同様に行っていく。

最後に、実効性のある対策を講ずるべきであるとのことについてだが、桜の時期における新倉山浅間公園からの眺望は、今や世界に誇る眺望であり、多くの観光客が訪れる状況にあることから、地域住民に不便をかけていることは、強く認識している。したがって、これらの問題を最小限にとどめ、今後も円滑な運営が行えるよう努めていく。

### 質問② 本市におけるオーバーツーリズム対策について

#### 1回目の質問

オーバーツーリズムとは、観光地や観光資源に対して、観光客が過剰に集中し、地域住民の生活環境や自然環境、文化財などに悪影響を及ぼす現象をいう。

本市においても、新倉山浅間公園周辺やレトロな街並みと富士山が同時に楽しめる下吉田地区の本町2丁目交差点を中心とした本町通りに、多くの観光客が国内外から訪れ、一部の観光客による道路の真ん中に立つての写真撮影やごみのポイ捨て、トイレのマナーなどトラブルが多発している。

本市においては、本町通り2丁目交差点に下吉田観光案内所を設置し、また、今月からは公衆トイレも備えた「市営宮川橋南駐車場」を

オープンさせ、オーバーツーリズムによる地元の住民への影響を少しでも緩和しようと対策を講じているところである。

また新倉山浅間公園近辺には、交通トラブルや混雑を減少できるように警備員の配置等で対応をしているところである。

更に本年度より、オーバーツーリズムの問題について、部署横断で本格的な対策を検討するために、市民からの問い合わせの多い9部署から約20人が参加し、意見交換の場を設けたと、新聞報道で知った。そこで何点が伺う。

本町2丁目交差点に開設した下吉田観光案内所では、具体的にどのような業務を行い、この案内所を開設したことによるメリットはいかがか。また年間150万人もの来訪者がある新倉山浅間公園忠霊塔付近は、本市の中でもオーバーツーリズムの影響を最も受けている地域だ。執行者として、オーバーツーリズム解消のための持続可能な観光地になるような、ブランドデザインはあるのか。また部署横断で協議を始めた組織について、今後どのような活動をし、オーバーツーリズム対策に役立てていくのか。

#### 1回目の市長答弁

新倉山浅間公園や本町通りにおいては、SNS等の影響により、インバウンドによる来訪者が年々増加し



ており、大変喜ばしいところではあるが、反面、マナー違反等の様々な問題が浮き彫りとなっている。観光を主要産業と考える本市としても、地域住民の安心・安全の確保と観光との両立を図るべく検討を進めているところである。

## 1回目の経済環境部長答弁

まず、下吉田観光案内所を開設したことによるメリットについてだが、本年3月30日に開設してから5月末までに8178人の観光客を案内しており、現在は、日中の食事処などに関する問合せや、レンタルサイクルなどを活用した観光客に対し、北口本宮富士浅間神社や諏訪の森自然公園、道の駅富士吉田や鐘山の滝などの案内を行い、市内周遊へ誘客する役割を果たしているものと認識している。

また、オーバーツーリズム対策についてだが、昨年、新倉山浅間公園の来園者数は、年間130万人もの来園者が訪れており、この記録的な数字は、想定を上回るものである。オーバーツーリズム解消のための持続可能な観光地となるよう、そのグランドデザインについて考えているところである。現在、本市では部署を横断し、庁内全体で協議する場を設け、先日、初めてとなる会議を開催し、それぞれの部署で抱える課題に対して情報共有を図るとともに、考え得る解決策を、常識にとらわれ

ない自由な発想の中で検討している。

## 2回目の質問

この観光案内所のある本町2丁目交差点が賑わいをみせるきっかけとなったのが、レトロな雰囲気のお店街から見られる雄大な富士山が、SNSにあげられたことだ。

本市を訪れたインバウンドを含めた観光客には、本市から見られる素晴らしい、まちなかの富士山を堪能してほしい。

例えば、富士見バイパスお茶屋町東交差点のハンバーガーショップからの富士山、中央通り中央会館前交差点の商業ビル屋上駐車場から見た富士山、田植えの時期は、多くの田んぼに逆さ富士が映り、田毎の富士が、堪能できる農村公園。まちなかから見られる富士山ビュースポットは、数多くある。現在、本市ホームページからも富士山のビュースポットは、紹介されているが、このまちなか富士山ビュースポットも加え、インターネットで影響力のあるインフルエンサーなどの力を借りるなどし、観光客の分散化を図ることが、オーバーツーリズムの対策になると考えるが、見解はいかがか。

また、市内にはふるさと納税を活用した富士吉田シティマップが、24ヶ所に設置されている。この看板にもまちなか富士山の情報や、オンラインで確認できる情報を、QRコードで読むこみ、サイトへ誘導で

きる仕組み作りがあれば、来訪者の利便性や分散化に繋がると考えるが、見解はいかがか。

日本を代表する観光地になりつつある、新倉山浅間公園がオーバーツーリズムを解消し、持続可能な観光地にするためには、抜本的な改革が必要である。忠霊塔までを軽便な交通システムで結び、有料化にすることにより、持続可能な観光地とするための財源になるのではないだろうか。新倉山浅間公園に関する、近い将来を展望する執行者のビジョンを具体的に伺う。

次に部署を超えた協議の場についてだが、国内外各地でオーバーツーリズム対策が試みられていても、それが成功したという例は、ほとんどないと言われている。そんな中で、京都市では、新たな観光スポットや早朝夜間におすすめの場所を推奨し、観光地の「平準化」を図っている。このような対策についても協議を進めて欲しいと考えるが、見解はいかがか。

またこの協議会の場において、観光メディアアドバイザーを設置し、SNSを常にウォッチ、チェックして本市における流行状況を把握し、トラブルなど事前事後的に対応できる協議をするべきだと考えるが、見解はいかがか。

## 2回目の経済環境部長答弁

まず、オーバーツーリズム対策として観光客の分散化を図ることについてだが、昨年行ったアンケートの結果によると、本町2丁目交差点に集中しているインバウンドの多くが台湾人だった。台湾人は、日本の昭和レトロな街並みを好むと言われているが、交差点から近い距離にある西裏地区の昭和レトロな街並みもまだまだ知られておらず、当該地区への回遊が図られていない状況にあった。そこで昨年は、本町2丁目交差点に集中する観光客を分散するため、92万人のフォロワーを持つ台湾の人気イラストレーターを招聘し、西裏地区にちなんだイラストを描いてもらうとともに、そのイラストを西裏地区のあらゆる箇所にちりばめ、訪れた観光客に探してもらおうといった、当該地区への回遊策を講じたところ





である。少しずつではあるが、西裏地区等を散策する観光客の姿が見受けられるようになってきたところである。今後も市内各所に観光客が回遊できるよう、QRコード付きのマップやSNS等を活用し、分散化と活性化を図っていく。

次に、富士吉田シティマップを活用し、まちなかから見える富士山の情報等が得られるサイトへ誘導する仕組みづくりについてだが、現在富士吉田のシティマップにリンクされている飲食店情報のサイトは、富士吉田市の観光サイトであり、このサイトにおいては、最新のイベント情報やまちなか情報、富士山の情報についても閲覧することが可能である。今後においても、その時代の状況に合わせて本市の観光情報に容易にアクセスできるよう、QRコードにて誘導するなど、その手法やコンテンツ等について検討していく。

次に、新倉山浅間公園に関するビジョンについてだが、先ほど答弁したとおり、現在の急激なオーバーツーリズムを解消するため、全庁的な協議の場を設け、そのグランドデザインを考えているところである。次に、オーバーツーリズム対策としての観光地の平準化についてだが、京都市の取組は承知しているが、京都市と本市では、課題と規模に大きな差があるため、本市の現状にあわせた独自のオーバーツーリズム対策を講じていきたい。

次に、観光メディアアドバイザー

の設置によるトラブルなどの事前事後の対応についてだが、こちらについてもオーバーツーリズム対策の協議の場において必要性を検討していく。

### 3回目の質問

部署を超えた協議の場においても、机上の協議ばかりに拘らず、インバウンドをおもてなしするイベントを企画し開催して、本市を訪れてくれたインバウンドと交流できる場を作り、本市の人気スポットやレアな情報について、コミュニケーションをとりながら、オーバーツーリズム対策として分散化を図ることも一つの手段だと考えるが、見解はいかがか。

新倉山浅間公園に関するビジョンについて、具体的に何も答弁がなかったが、新聞には、今後2年をめぐりに、本市幹部職員の話として、「なるべく軽便な移動手段で、スロープカーやケーブルカー、エスカレーターを事業化の可否も含めた候補に挙げている。」との記事があり、市長のコメントとして、「(景色を)より多くのの人に見せたい、費用、保守、安全の面を研究し、良い結果が出れば早い時期に実行したい。」と話している。スロープカーに関しては、わが党派、政友会で、先進地視察を行い、一般質問も繰り返し行った事案である。

また別の新聞には、「新倉山浅間公園の有料化を検討している。」と

具体的な記事があった。

新聞報道では具体的な対策としてリークしたこのようなファクト(事実)に対して、市長の言葉で、新倉山浅間公園におけるオーバーツーリズム対策の見解を市民の前に示してほしい。

### 3回目の市長答弁

新倉山浅間公園におけるオーバーツーリズム対策への見解についてだが、対応策の一つに新たな交通システムへの導入がある。本年3月定例会における一般質問で答弁したとおり、来訪者数が増加している現状において、当初検討していた軽便な交通システムでは、観光客に対して十分な対応ができない可能性もあることから、新たにエスカレーターを設置することも検討している。現在は、このエスカレーターを含め、様々な方式において、メーカーなどによる調査を行っている状況であり、整備費用はもとより、その特徴の長所短所、維持管理費などを踏まえた収支など、今後の更なる調査結果を基に、導入の可否も含めて総合的に判断していく。

なお、質問の中に、「新聞報道では具体的な対策としてリークしたこのようなファクトに対して、市長の言葉で」とあるが、マスコミ取材への一般的な対応として様々な可能性を例示して話をしたに過ぎない。

私自身、議会を含め様々な方々と

意見交換や提案を受けるなかで参考となるものが多々あり、これまでも市政運営の中でそうしたものをいかしてきた。このような活動の中で出た言葉を捉えて「リーク」と表現されるのは甚だ遺憾の極みである。さらに、市長の言葉でこのことだが、過去から現在に至るまで、一般質問に対する答弁については言い回しも含めて議論を重ねており、全て私、市長の言葉である。何卒、誤解なきよう願う。

### 3回目の経済環境部長答弁

まず、イベントによるインバウンドを始めとした観光客の分散化についてだが、以前より、春には新倉山浅間公園桜まつりやふじざくら祭り、夏には富士登山競走や吉田の火祭り、秋にはハタオリマチフェスティバルや紅葉まつり、冬にはフジテキスタイルウィークやハタオリマチのクリスマスなど、本市の魅力を全国や世界に発信するイベントを数多く開催しており、織物のまちであることのPRだけでなく、西裏地区の昭和レトロな街並みにおいても大いに名を挙げている状況にある。

次に、オーバーツーリズム対策として、今後、観光客をどのように分散していくかについてだが、先ほど答弁したとおり、下吉田観光案内所では、毎日インバウンドの意見を聞いており、日々分散化に向け努めているところである。



# 6月 市政 一般質問 抜粋



渡辺新喜  
議員  
(令和会)

## 質問① オーバーツーリズム 対策と今後の観光振 興について

### 1回目の質問

新型コロナウイルス感染症が昨年5月に5類感染症に移行され、それに伴い、インバウンドの数も増加し、本年3月には単月で過去最高となる308万人を記録するなど、観光を取り巻く状況は急速に回復してきた。

本市も新倉山浅間公園周辺や下吉田の本町通りを中心に多くの観光客で溢れかえっている状況であり、観光客の急激な増加により、市民生活に支障をきたすような問題も発生し、いわゆるオーバーツーリズムの状態となっている。

各地で起こっているオーバーツーリズムによる問題によって、ともすればインバウンド、イコール、迷惑な外国人と捉えてしまうような誤った風潮が出来兼ねないことは、今後の観光振興にとっても決して好ま

い状況ではない。

そうした観点からオーバーツーリズム対策とそれを踏まえた今後の観光振興について市長の考えを伺う。

本年開催された新倉山浅間公園桜まつりでは数日間の期間延長があったが、コロナ禍前を大幅に上回る27万8千人余りが訪れたそう。今回は周辺道路の渋滞対策として来訪者車両の乗り入れ禁止区域を設けたり、交通誘導員を増員したりするなどして対応したが、残念ながら違法駐車による交通渋滞や駐車場をめぐる近隣トラブル等も発生したと聞いている。また、富士山とレトロな街並みが同時に楽しめるとして1日2千から4千人が訪れている本町通りでは、ゴミのポイ捨てや車道上での危険な撮影、敷地への無断侵入などが多発している状況にある。

こうしたオーバーツーリズムの状況に対応するため、今般、市役所では部署を横断し、庁内全体で情報共有や連携を図りながら本格的な対策検討に乗り出していく体制づくりが行われたと聞いているが、市長の本市におけるオーバーツーリズムに対

する現状認識と今後の具体的な取組について考えを伺う。また、すでに問題が顕著化している新倉山浅間公園周辺や本町通り周辺の対応策について併せて考えを伺う。

近年、オーバーツーリズムの課題解決のひとつの方策として宿泊税の導入が注目されている。観光は、その地域の公共交通機関や上下水道などのインフラを利用することで成り立っており、宿泊税は、観光客にこうしたインフラを整備する財源の一部を負担してもらうためのものとされている。

京都市では、2018年に宿泊税が導入され、現在、検証議論が行われており、また、熱海市をはじめ、今後、導入を検討している地域も増えてきていると聞いている。本市でも、富士吉田商工会議所から観光振興とオーバーツーリズム対策の新たな財源として宿泊税導入についての提言を受け、市長も「有効な財源として期待できる。課題はあるものの実現に向け、検討していく。」と述べたと報じられた。また、導入に向けて富士河口湖町とも足並みを揃えて本格的に協議を進めていくとの報道もあった。あらためて宿泊税の導入に関して市長の考えを伺う。

### 1回目の市長答弁

本市におけるオーバーツーリズムによる問題は、ゴミの問題、交通の

問題、公園の問題など、多岐に渡る問題があると認識している。そのため、本市では部署を横断し、庁内全体で協議する場を設け、先日、初めてとなる会議を開催したところである。

まずは、各部署で抱える課題に対して情報共有を図るとともに、考える解決策をどのように実現していくかなど、更に議論を深めていくこととしており、そのなかで、本市の取組だけで解決できないものなどがあれば、必要に応じて関係機関とも情報を共有し、連携を図りながらこの問題に取り組んでいきたい。

次に、新倉山浅間公園周辺のオーバーツーリズム対策については、桜まつりの期間中に限らず渋滞が発生している状況となっているため、周辺道路の渋滞緩和策として、交通誘導員を配置し、車両の誘導を行っている。さらに、本年度事業として新倉山浅間公園第2、第3駐車場の整備を進めており、これにより新倉山浅間公園周辺地区内への流入の抑制を図っていきたい。また、公園内のトイレ清掃やごみの回収については、観光客が気持ち良く利用頂けるよう清掃員が常駐することにより清潔な環境の維持に努めている。

加えて、新倉山浅間公園における対応策の一つに新たな交通システムの導入がある。来訪者数が増加している現状において、当初検討していた軽便な交通システムでは観光客に



対して十分な対応が出来ない可能性もあることから、新たにエスカーレーターの設置なども検討している。現在は、このエスカーレーターを含め、様々な方式においてメーカーなどによる調査を行っている状況であり、今後の更なる調査結果を踏まえ、導入の可否も含めて総合的に判断していく。

また、下吉田の本町通りについては、車道での危険な撮影が大きな迷惑行為になっており、道路内における安全対策について富士吉田警察署に何度か上申している。また、本町2丁目交差点に密集している観光客の市内への回遊を目的として下吉田観光案内所を本年3月30日に開所し、6月1日には、路上駐車の原因として挙げられる駐車場不足の解消として、宮川橋南駐車場をオープンした。

次に、宿泊税の導入に関する考え方について、既に導入に向けた検討に着手し、庁内関係課による作業を進めている。

観光産業は、持続可能な自治体となるため、私が目指している稼げるまちの一翼を担うものである。これを実現していくため、国内外からの観光客が増加しているこの好機を捉え、オーバーツーリズムと折り合いのついた施策展開を行うことが極めて重要である。

このための有効な財源として、宿泊税の導入は非常に良案であると考

えており、同じく導入を検討している富士河口湖町を始め周辺自治体と足並みを揃えるなかで、可能な限り早期の導入に向け、検討を進めていく。

## 2回目の質問

コロナ禍以前、日本を訪れるインバウンド数は、順調に推移し、東京オリンピック開催も控える中、全国各地で宿泊施設の開業に向けた動きが活発となっていたが、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行という未曾有の出来事が起こり、宿泊施設については、止む無く開業を諦めたり、経営難から事業継続を諦めたりするケースが相次ぎ、本市においても同様のケースが数多くあったと聞いている。

インバウンドの急増に伴うオーバーツーリズムへの対策も大変重要な課題ではあるが、これを好機として捉え、観光産業の発展と地域経済の活性化に繋げていく取組を行なっていくことも本市にとって非常に重要な課題である。

観光客の増加を経済的な利益に結び付けて行くには、この地域を訪れる観光客に、より長い期間滞在してもらうことが有効であり、その為にもコロナ禍の影響などで伸び悩んでいた宿泊施設の数を増やしていくことが必要である。

そこで本市における宿泊施設の現

在の状況と、今後さらに増加させていく為にどのような取組を行なっていくのか市長の考えを伺う。

オーバーツーリズムの状態を緩和していくためには、観光客の旅先での選択肢を増やし、一定の場所や時間に集中させないように分散させていく必要がある。また、そうすることで観光客に対してもより良質な観光体験を提供できると言われている。

近年の観光客が興味や関心を示すのは、風光明媚な自然や伝統ある神社仏閣といった従来型の観光スポットだけではなく、地元の人々が通う食堂や居酒屋、特徴のある地形や街並み、またその地域での生活体験など多岐に渡っており、旅をすることのテーマそのものが多様化してきている。

古くから御師まちや機織りといった独自の文化を育んできた本市は、未だ広く知られていない数多くの地域資源が眠っているものと思う。こうした地域資源を丁寧に発掘し、磨き上げを行い、より魅力的な観光コンテンツとして発信していくことも重要である。

また、近年、増加してきている欧米からのインバウンドについては長い距離を歩きながら街の風情や文化を楽しむという観光スタイルが多くなっているようだ。そうした観点から「富士みち」や「吉田口登山道」を歩いて楽しんでもらえるよう整備

していくこともこれからの観光振興に役立つと同時に観光客を分散し混雑を回避するための有効な方策である。

市長も「富士みちに沿った市街地の活性化」と「富士山吉田口登山道の保全と活用」を市政の重点施策として位置付けているが、観光の多様化に対応し、さらに質の高い観光体験を提供していく為に今後どのような取組を行なっていくのか、それら二つの重点施策の進捗状況も含めて市長の考えを伺う。

日本を代表する観光地として数多くの有名スポットを有する富士北麓地域では、富士河口湖町や忍野村などでもオーバーツーリズムによる様々な問題を抱えており、それぞれの自治体が対応に苦慮している状況にある。こうした問題を同一エリア内の複数の自治体が連携して取り組み、互いにネットワークを構築していくことで解決を図っていくことも必要である。広域的なエリアとして捉えることで、観光客に対して、より多様な観光ルートやメニューの提案も可能となり、観光客の分散化やエリア内での滞在期間の長期化にも繋げていけるものと思う。こうした近隣自治体との連携による取組について市長の見解を伺う。

観光は地域資源を活用した経済活動と言われており、その地域に経済的利益をもたらすというメリットがあるが、観光に関わっていない住



民にとって、そのメリットは実感しづらく、「観光客は招かれざる客」と捉えがちな側面がある。しかし観光振興をさらに推進していくことが、この地域の将来にとって不可欠であることを考えると観光に関わる事業者と一般市民がともに利益を享受し、そのメリットを実感できるようにしていくことが最も重要である。

その為にも、この先、観光で得た恩恵を市民生活に還元していけるような施策を講じていく必要があると考えるが、市長の考えを伺う。

## 2回目の市長答弁

まず、本市における宿泊施設の現在の状況と、今後さらに増加させていくための取組についてだが、保健所からのデータによると、現在、本市に宿泊業として登録している件数は、200件余りである。また、市内で営業している数件の宿泊施設に確認したところ、稼働率は80パーセントから90パーセントとの回答だった。なお、宿泊施設の増加策については、昨年立ち上げた富士吉田市まちづくりファンド活用事業により、空き家や空き店舗、空き地などを利用した賑わい空間の創出を目指すなかで、宿泊施設等の整備にもつなげている。また、ナイトタイムエコノミーと言われる、西裏地区の夜のまちの活性化を進め、「富士の麓に観光するなら夜のまちも楽しみつつ、

そのまちで宿泊する。」という流れをさらに推進していく。

次に、観光の多様化に対し、質の高い観光体験を提供するための取組について、具体的には、仕事と旅を併せ持ったSHIGOTABY事業を進めている。この事業は、本市でなければ経験できないコンテンツを造成し、その事業の参加者の反応などから、今後の本市の観光コンテンツを作り上げていくものである。特産物としてブランド登録してある富士山やさいを活用した食のイベント、西裏地区の昭和レトロな看板をモチーフにした文字作成の体験、富士山の麓や新倉山浅間公園を散策し、そこで感じたことを俳句にする体験を開催し、本市の持つ独特の魅力の発信につなげている。また、「富士みちに沿った市街地の活性化」について、中心市街地や御師まちにおいて、空き家や空き店舗、空き地などを利用し、店舗や飲食店、宿泊施設などの賑わい空間の創出や交流促進施設の整備、参画する人や企業に対し支援を行うため「富士吉田市まちづくりファンド活用事業」を立ち上げた。昨年から実施しているこの事業は、既に9件の申請があり、その内8件の事業が進行しているところである。また、本年4月の申請では3件の申請が新たにあったことから、このペースで整備が進むと年間15件から20件の新しい店舗や宿泊施設が増えるの見込んでいる。このファン

ドを活用し、魅力的な店舗や飲食店がこのエリアに増え市内にお金を落としていただく環境が整うことで、稼げるまちを具現化していく。

次に、吉田口登山道については、普遍的価値を後世に継承するため、保全活用していくための計画の策定を昨年度から本年度の2か年で進めており、昨年度には、有識者や関係機関で組織する策定委員会を設置し、現状の課題及び基本となる理念や方針を整理している。本年度は昨年度の成果を踏まえ、保全活用につなげる具体的なメニューを検討し、これからの吉田口登山道の保全活用について取り組んでいく。

また、計画策定期間中であっても、昨年度より登山道における説明板の修繕を行うなど、できることから進めており、今年度においても引き続き実施していく。

さらに、吉田口登山道についてのアンケート調査及び吉田口登山道周辺の失われた眺望の整備や歴史的建造物の調査、トイレの設置などについて関係機関等と調整を図り推進していく。

次に、近隣自治体との連携による取組について、現在、本市では富士五湖観光連盟や国道138号に接している自治体による協議会等の会議のなかで、近隣自治体の動向や、民間の状況などの情報共有を行っている。パンフレットの作成や近隣自治体の宿泊施設に本市の観光パンフ

レットを配布するなどの取組を進めており、観光客のニーズをとらえ、満足度アップにつながっていると認識している。今後も、近隣自治体と意見交換を行いながら、さらに連携を強化していく。

次に、観光で得た恩恵を市民生活に還元していけるような施策についてだが、稼げるまちを掲げ、様々な仕掛けづくりを進めている最中であり、本市の最重要課題として位置付けている取組を進めているところである。この取組の効果が浸透していくことで、事業者と一般市民が共に利益を享受できるようになるものと考えている。





6月

# 市政 一般質問

抜粋



前田厚子  
議員  
(政友会)

## 質問① 「市営住宅の連帯保証人」について

### 1回目の質問

以前から「団地に申込みをしたいが、連帯保証人がいないので申込みが出来ない。」と何人もの方から相談された。その都度、担当課に確認したが、やはり「決まりだから」と言われた。知人の父親が連帯保証人になり、その後、亡くなった。たまたま、入居者に未納があり、亡くなった方の長男が、負の相続を負った。こんなことが続いているのか。

市営住宅は何の為に有るか。連帯保証人は、本当に必要なのか。そんな疑問の中、公明新聞に「条例を改正し保証人を不要にした」という自治体が紹介されていた。

そこで、5点伺う。

1点目

多くの自治体で公営住宅の保証制度を廃止している。理由は、国土交通省が民法改正と入居要件の緩和の為に、入居時の「連帯保証人を廃止し、代わりに「緊急連絡先とする」

改正案が2017年5月に可決され、一部を除き2020年4月に施行された。承知だと思うが、このことは検討されたのか、伺う。

2点目

市営住宅、市内の県営住宅は、何世帯が入居でき、そのうち何世帯が利用しているか。空き状態も伺う。

また、連帯保証人が見つからない方の為に保証協会を利用している世帯数を伺う。

3点目

現在、高齢で身寄りがない人がたくさんいる。そんな人こそ、市営住宅に入居したいのに、連帯保証人が見つからず、住居の確保ができない。これでは、公営住宅がセーフティネットとしての役目を果たしていない。その点はどんな考えか。

4点目

連帯保証人の覧には、①課税証明書が源泉徴収票等の書類の添付。②印鑑登録証明書の添付。③入居者の不慮の事故や病気の際の緊急連絡、入居者の死亡時における財産管理等、様々な問題に速やかに対応する。④滞納家賃等の一切の債務を保証することを承諾する。とある。改めて大変な責任だ。入居希望者ならいざ知らず、連帯保証人に対して、今後

もこの制度は必要か、伺う。

5点目

2020年より多くの自治体で、保証制度の廃止を決めている。

その中で総務省行政評価局の調査では、「連帯保証人を廃止した」自治体の家賃収納率が大きく下がったケースは無く、逆に連帯保証人の確保に伴う業務が減り、家賃の納付指導に力を入れたそう。

また、緊急時は保証人の代わりに緊急連絡先に連絡をするとのことだ。本市でも「市営住宅の条例の一部改正」を行い、「連帯保証人を廃止して、「緊急連絡先」とすることが超高齢社会である今の時代の考え方ではないか。考えを伺う。

### 1回目の市長答弁

市営住宅については、住宅困窮者に対し、各世帯の所得に応じた低廉な家賃で住宅を供給するために設置しているものであり、今後も引き続き公平公正な基準のもと、その管理運営を行っていく。

### 1回目の都市基盤部長答弁

市営住宅の入居に係る連帯保証人についてだが、市の条例並びに条例施行規則により、入居の際、連帯保証人が連署した賃貸借契約書を提出することとなっている。

また、連帯保証人については、国内に住所を有すること、独立の生計を営む者であること、債務を保証することを承諾できること、公営住宅

に入居していないこと、市町村税を滞納していないこと、暴力団員でないことを要件としている。

1点目については、民法改正に伴う内容は承知しており、連帯保証人は引き続き必要とする中で、保証人が負担する保証債務の上限額である根保証極度額の設定や被災者及び生活保護認定者などは、連帯保証人を不要とするなどの見直しをしている。

2点目については、市営住宅の戸数674戸のうち602戸が入居しており、空き戸数は72戸で入居率は約89パーセントとなっている。なお、県営住宅は、事業主体でない為、答弁は差し控える。

また、家賃債務を保証する機関の利用については、当該制度を採用しないので、実績はない。

3点目については、市営住宅への入居希望者には個々に対応し、収入所得に応じた低廉な家賃で住宅困窮者へ提供しており、公営住宅の機能をしっかりと果たしている。

4点目については、入居時には連帯保証人を求めている、入居者と同等の書類の提出をお願いしている。市営住宅の管理をする上で、今後も継続が必要と考えている。

5点目については、債務を保証するものである上に、入居者に係る様々な不測の事態に、緊急連絡先としての役割を担ってもらうためである。

市営住宅の使用料において、現年収納率を100パーセントの高い収納率を堅持している背景には、連帯保証人がいることも大きな要因である。



る。

そして、令和5年4月1日時点の国土交通省の調査によると、都道府県、政令市、中核市を除き保証人を求めない事業主体は約23パーセントであり、多くの事業主体は本市と同様に連帯保証人を必要としている。

以上より、現在の市営住宅事業では、引き続き連帯保証人を立てていくべきと考えている。

## 2回目の質問

2020年のデータで、連帯保証人を廃止した自治体は8都県だ。また、5道都県でも廃止の条例案を提出する方向である。そこで、検討された地域を調べると、新たに何力所かで「連帯保証人の廃止」が実施されている。そこで伺う。

1点目

2020年4月に施行された改正民法には「連帯保証人の廃止」とそれに代わり「緊急連絡先とする」改正案と共に個人根保証契約なら上限額の定めが必要になった。見直し後の保証人が負担する保証債務の上限額の金額を伺う。

2点目

市営住宅の使用料の現年収納率が100パーセントは、まさに職員の努力の賜物だ。それは、連帯保証人が大きな要因だが、できれば、この状況時にこそ「連帯保証人を廃止」する絶好のタイミングと捉えるが、収納率の激減が心配されるか。

もし、家賃の滞納が発生した場合、その取り立てに力を入れるのは、



担当課の仕事だ。それが、不可能な時は生活状況に何らかの変化があったと捉え支援に繋げる方が重要だと思うが、どのように考えるか伺う。

また、連絡先がしっかりしていれば、連帯保証人は必要無い。

これから、高齢化が進む上に、家族の絆の希薄さも増すばかりで、見寄りのない高齢者は増える。市として、この実態も考慮しながら対応を考えていくべきだ。多くの自治体が「連帯保証人の廃止」を進める時がくると思うが、本市でも検討してほしい。再度考えを伺う。

## 2回目の都市基盤部長答弁

1点目についてだが、議員の発言にある改正民法における連帯保証人の廃止については、民法で、法人でない個人を保証人とする場合には主たる債務の元本、利息などに極度額を定めなければ根保証契約が無効になり、保証人制度が廃止になった訳ではない。

そして、市の条例施行規則で、根

保証極度額は、契約締結時の月額家賃に12を乗じて得た額と規定している。上限額については、個々の家賃が違つたため一概には言えない。

2点目についてだが、連帯保証人は債務の保証を含め、公営住宅を維持、管理していく上で必要である。

また、生活状況等の変化により居住者に不安な要素が生じた場合は、関係課と情報共有し、対応していく。

最後に、高齢化など社会状況が変化することは避けられず、公営住宅でも社会情勢に応じ、今後も適宜、適切な管理、運営をする。

## 質問② 「通学路の危険箇所 の改善」について

### 1回目の質問

新学期から3か月目に入り、この間が交通事故で子どもの死傷者が一番多い。保護者が1年生の子どもを心配するのは、当たり前のことだ。そこで、通学路に関して3点伺う。

1点目

子どもの目から見た通学路は、住宅の木が伸びて歩道に飛び出し、覆い被さっている箇所が多い。

一般的に1年生の平均身長が、122センチと言われている。これは、走っている車の死角になる。そこに傘をさしながら、木の枝と重なったら危険だ。担当課では、枝が民地から伸びている場合は、直ぐには対応

できないというが、危険な箇所も同様か。保護者は、「道路に枝が伸びたら切るよう、市や警察で指導してほしい」とのことだが、どのように考えるか伺う。

2点目

スクールゾーンとは通つてはいけな道という定義だ。それを標識があっても、進入する車がある。県外車に限らず、外国人旅行者の車も標識が解らず侵入する可能性がある。保護者は、市や警察・国交省にまで、対策をしてほしいとメールを送るなど、できる事を探している。

山中小学校のスクールゾーン出入口にはバリケードが置いてあり、本市でもできないかと、保護者で話が出ていた。市の担当者に、現地まで来てもらったり、私も視察したり、そのバリケードの方法などの話を聞いた。他にも通学路にはまだまだ危険な箇所がたくさんあるため、注意喚起の看板の取付けや標識の工夫など、市としてできる事を伺う。

3点目

この5月30日に警察庁が住宅街の生活道路の環境を大きく変える発表があった。

その中には、道幅が狭くセンターラインなどが無い道路は、車の最高速度を60kmから30kmに引き下げる方針が発表された。また、現行の標識の無い道路は法定速度が60kmだったものを30kmが法定速度になる。他にも、歩行者の安全対策を強化するために2026年9月の実施を目指すため、希望のある内容だった。本市でも今年8月には、警察・道



路管理者・学校関係・教育委員会・安全対策課が連携をとり、通学路の危険箇所を改善するために話し合い、対策をするという。

国が決めた2026年までに2年間あるが、市としての安全対策はどんなことがあるか、伺う。

## 1回目の教育長答弁

1点目についてだが、学校関係者はもとより、通学路沿線の地域住民からも児童に危険となり得る箇所について、情報をもらっている。特に、小学生の保護者には、児童の引渡し訓練で、通学路の安全確認と危険箇所の報告をお願いしている。議員発言のとおり、この情報を基に警察、道路管理者、学校及び本市担当者により、合同での通学路の安全点検確認を行い、危険な箇所の情報共有をしている。

加えて、教育委員会では、PTA連合会及び校長会や教頭会、教職員組合から学校改善等に関する要望をうけており、通学路の安全面に関する要望は、関係団体と情報の共有を図っている。

質問の民有地から枝が伸びている場合の対応についてだが、あくまでも所有者が管理するもので、剪定や伐採する義務と責任は当該所有者にある。しかし、市道に関わるものは、危険性も含め現地確認や当該所有者に対し話をしており、市のホームページに掲載し啓発を図っている。また、所有者が不明で剪定等ができない場合などは、状況に応じて対応してい

く。全ての通学路上に伸びた木を把握することは難しいので関係者で情報共有を図り、引き続き迅速に対応していく。

次に、2点目についてだが、これまでも、警察、道路管理者、学校及び本市担当者等で危険箇所の確認や対策について毎年現地調査や対応策の検討をしている。引き続き、各種交通安全運動の実施や車両への注意喚起、速度の抑制を促す道路標示の更新、カーブミラーや防護柵の設置など児童のための交通安全対策について各関係機関と協力し進めていく。

次に、3点目についてだが、今後各関係機関と協力し交通安全対策を進めていき、車、バイク、自転車に乗る人たち一人一人が思いやりと慎重な運転を心がけることが一番の安全対策であると考えている。

## 2回目の質問

春先にかけて、全国的に児童の交通事故が多いように、本市でも道路横断中の小学生が車にはねられ大けがをした。また、スクールゾーンの入口交差点で車同士の事故により2人がケガをした。幸い児童の下校時間ではなかったが、巻き添えはなかったが、保護者の心配は増すばかりだ。スクールゾーンの出入口に対策を考えてほしいができないか。

また、学校指定の通学路は、防犯対策がされており、トラブル発生時には、学校や警察がすぐに行動に移すことができるとの認識でよいのか。

今や交通事故だけでなく、動物の目撃や不審者の声をかけなどが伝えられており、登下校中の危険を避ける為にも、安全な通学路の確保は、最優先事項だ。

本市では、防災アプリと子育てLINEがある。どちらも行政からの一方通行ではあるが、情報を一早く届けし、市民に喜ばれている。

そこで、逆に住民からの通学路及び道路に関する情報を一方的に受けるLINE公式アカウントを増設するよう提案する。

以前、担当課に提案をしたが、もし一度に多くの情報が入ったら対応が大変ではと断られた。しかし、本市より大きな自治体では、混乱なくむしろ、スムーズに対応している。通学路の危険箇所の早期発見と早期対策の為に、LINE公式アカウントの導入の検討してほしい。

## 2回目の教育長答弁

まず、スクールゾーンの出入口に對する対策についてだが、議員発言の小学生の交通事故については、事故後、各学校に対し、交通ルールの順守を改めて教職員から児童に伝えるよう指示し、また全保護者に対して児童に交通安全を徹底するようお願いした。また、事故のあったスクールゾーン入口の交差点については、事故後に、警察、道路管理者及び地元自治会等と現地を確認した上で交通安全対策を協議し、付近へ注意喚起の看板を設置した。

そもそもスクールゾーンとは、子

供たちの安全な登下校の環境に資するため、時間指定で車両の通行を規制するものだ。本市では、ホームページでも周知しており、規制時間中は緊急車両や許可車両以外の通行は許されていない。これまでもドライバーへの注意喚起として、スクールゾーン出入口には白文字と緑色の路面標示、路側帯は緑色に、交差点部は赤色に塗装され、ポストコーンが設置されている。今後も、規制時間中に進入車両が無いよう安全施設の維持管理に努め、子供たちの安全確保を図っていく。

また、通学路で何かのトラブルが発生した場合は、速やかに道路管理者や警察への通報を行い、情報共有を行っている。

次に、LINE公式アカウントの導入の検討についてだが、動物の目撃情報を始めとする緊急な事案が発生した場合は、独自の「あいシステム」を活用し、全保護者に情報発信を行っている。併せて、通学路の危険箇所については、警察、道路管理者、学校及び本市担当者間で情報共有されており、既に連携体制が整っていることから、これまでと同様に地域や保護者からの情報提供を受け、迅速に対応していく。





# 6月 市政 一般質問 抜粋



秋山晃一  
議員  
(無会派)

## 質問① 困難な問題を抱える 女性への支援につい て

### 1回目の質問

昨年9月「DV被害に関する市の施策について」の質問から9か月が経過し、本年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された為、改めて伺うとともに、その後の進捗状況について伺う。

まず、2022年11月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する有識者会議」で基本方針が検討され、まとめられた。この基本方針に則って、各地方公共団体では基本計画を定めることが重要とされている。基本計画の策定に関しては、どのように考えるか。

次に、被害相談の窓口での対応について、適切な相談場所の設定について伺ったところ、昨年9月の答弁では「庁舎内の個室で対応している」とのことだった。その後、相談者より個室での対応はあるが、最初に来た際には、第三者から見える場所であるため、受付からプライバシーが

保護される対応にならないかと要望があった。甲府市では個室に対応する職員がいる構造である。本市でも国民健康保険の窓口などは人権に配慮された構造である。この点については、どのように考えるか。

次に、被害者の一時的なシェルターとしての市営住宅の活用だが、「必要に応じて、適切に対応していく」との答弁だった。その後、シェルター利用を申し出ても、断られていると聞いた。避難後、緊急に住居が必要な場合、もう少し改善しても良いと思うがいかがか。さらに、避難者用に市営住宅を改装等し確保しておき、ただちに入居できる対応も必要であるがいかがか。

次に、DV被害の証明書の取得だが、郡内地域で取得できる体制作りについて、現在の状況を伺う。

次にDV被害に対する支援を行っている団体や個人に対する支援だが、女性支援新法では民間団体との協働では「都道府県市町村は行政のみでは対応が行き届きにくい支援を行っている民間団体の自主性を尊重しつつ、団体が築いてきたネットワークや支援手法などを活用できるような支援体制の構築を検討する」としている。さらに「国・地方公共団体は、

人材や運営費の確保が困難な民間団体への、民間団体の安全かつ安定的な運営継続にあたっての支援、民間団体の立ち上げ支援を検討する」ということが新法の柱の一つだ。支援者の話を伺うと、「スタッフを増やしたい。やっても良いという人もいるが、財政的に難しく一歩前に進めない」「支援のために甲府市や大月市と一緒にやっているが、すべて自己負担でやっている」というのが実情だ。女性支援団体との協働についてはどのように考えるか。

次に、ジェンダー平等に関する認識の醸成についてだが、昨市内小学校で外部講師を招いて、ジェンダーに関する学習が行われ、好評であったそうだが、これは、すでに市内の学校で多く取組まれているのか。また、今後拡げていく考えで取組まれているのか、市の考えを伺う。

### 1回目の市長答弁

まず、基本計画の策定についてだが、議員発言のとおり、本年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるように努めることとされている。県が策定した支援計画の内容を踏まえ、本市の実情や課題などを整理し、策定の必要性も含めて、検討していく。

次に、被害相談の窓口における対応についてだが、相談は内容も繊細であり、庁舎内でのオープンな状態での対応は望ましくないため、コミュ



ニティセンタール等で受けており、相手に寄り添う、プライバシーに配慮した相談体制の徹底を図っている。次に、DV被害者の一時的なシェルターとしての市営住宅の活用についてだが、昨年9月定例会において、原則として1年を超えない期間で使用でき、必要に応じて適切に対応する旨、答弁している。

実状としては、相談者に対してDVの証明となるものの提出を求めることで対応をしている。

また、部屋の確保をするべきとの提言については、市営住宅への入居希望者への供給も重要な使命であり、本来の業務に支障がない範囲の中で、緊急的な用途に柔軟に対応できるよう検討していく。

次に、DV被害の証明書の取得についてだが、郡内で証明書を取得できるように、引き続き県に対して働きかけていく。

次に、DV被害に対する支援を行っている団体や個人に対する支援



についてだが、やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画における具体的な施策のなかで、女性支援団体等への活動拡充への支援との位置付けがある。今後、県の行う支援内容を踏まえ、市の実情や、実例等を参考に、支援について検討していく。

## 1回目の教育長答弁

昨年、一部の小学校でジェンダーに関する取組を実施した。思春期を迎えた児童に対し、男女の身体の成長の違いや心の変化などを学ぶ保健の学習と併せての取組である。

市内公立小中学校では、ジェンダーだけではなく、道徳教育や人権教育等を、教育活動全体を通じて既

に実施している。

社会全体で、多様な性に関する認識が広がってきており、学校現場でも対応の必要性を感じる。そこで、教職員のジェンダーへの知見を深め、児童への対応を円滑に行うため、研修を行っている。また、ジェンダーに関する内容は、プライバシーに関わることから、その都度、生徒・保護者に寄り添いながら丁寧な支援を心がけている。

全校で、ジェンダーに関するもののみならず、未来を担う子どもが、自己肯定感を持ち、個性を尊重し互いを認め合いながら、生き生きと学校生活や社会生活を送ることができるよう、引き続き道徳教育や人権教育などの推進に努めていく。

## 2回目の質問

被害相談の対応について、「プライバシーに配慮した相談体制の徹底を図っている」と答弁があった。ぜひ、その考え方を進めてほしい。繊細な問題でプライバシーに配慮する事柄の為、当事者との感覚にずれがないように要望を聞きとり、改善点は改善が必要だが、いかがか。

次に市営住宅の活用について、必要があれば適切に対応しているとのことだが、DVの証明書が必要であり、答弁のとおり甲府市の2ヶ所ですしか取得できない。公営住宅の空き家の利活用は「公営住宅の目的外使用」としてできるが、その対象は、通知により認められる類型が明示されている。承認手続きを簡素化しているものもある。通知に、配偶者からの暴力被害者も認められるとあり、DV被害を条件として、対象としても良いと考えるがいかがか。

次に支援者や支援団体との協働だが、1回目の質問で女性支援新法の内容を述べたとおり、新法も協働を推進することを新たな柱の一つとしている。しかし、昨年9月の答弁から進んでいないと受け止められる。女性支援新法の制定を受けて、協働を力強く、早急に進めるべきだが、再度答弁を求める。

## 2回目の市長答弁

まず、被害相談の対応についてだが、相談相手の要望等を傾聴するなかで、柔軟に対応ができるよう、相手に寄り添い、またプライバシーに配慮した体制の確保を徹底している。次に、DV被害を訴えていること

で市営住宅の目的外使用の対象とすることについてだが、大規模災害による被災や犯罪被害なども、関係機関からの書類により、事実確認を必要としている。

議員指摘のDVのような非常にプライベートな事案には、自己申告だけでは事実を確認することは困難である。また、内容がDVに該当するか判断も、然るべき機関の判断が必要であり、今後も同様の機関で発行する証明書は必要と考えている。

次に、支援者や支援団体との協働についてだが、関係部署や機関との連携した現在の支援体制に、女性支援団体等が加わることは、よりきめ細やかな支援に繋がる。県の行う支援内容などを踏まえて、協働について検討していく。

### 質問②

## 高等教育を受けている市出身者などの支援について

### 1回目の質問

ここでのいう高等教育とは大学や高等専門学校、専門学校、各種学校などだ。現在の高額な学費でも勉学に勤しむ学生が生活費や授業料のためにアルバイトに時間を費やし、肝心の学業や自由な時間がない。この現状は国や地域にとっても未来のあることとは言えない。本来であれば、国の責任で、この状態を改善し青年の成長と勉学の条件をつくるべきだ。そこで、地方自治体はどんな支援が

出来るのか。次の点について実施し、生活の支援をすべきだ。1つは医療費の窓口無償化の支援について、現在は18歳までの対象年齢を大学生、専門学校生まで広げること。2つは学業に必要な生活支援の制度、あるいは返済不要の給付制の奨学金制度を市独自につくることだ。少しでも、経済的な負担を軽減し勉学に専念できる時間を確保できるようにすべきだがいかがか。

次に、返済支援制度について、奨学金は学生生活を支えるものだが、実態は借金であり、その返済は40代まで肩に重くのしかかる。そのため、本市の奨学金返還支援制度については、これを高く評価する。その制度をさらに効果的に、より多く活用されるために、対象年齢をさらに引き上げるべきだ。キャリア形成でいえば、65歳定年と言われ、30代からでも十分キャリア形成は出来るし、転職でも、そのスキルを生かして本市で活躍することは出来るがいかがか。

### 1回目の市長答弁

まず、医療費の窓口無償化の対象年齢を拡大することについてだが、就労者との公平性を欠くだけでなく、医療費の増大が想定され、扶助費の割合が増え財政への負担が増加する。

また、生活を支援する各種制度については、国や日本学生支援機構の各種経済的支援制度を活用する中で、勉学に専念してほしい。

議員発言のとおり、国の責任において支援施策等を講ずるべきである





為、独自の支援等は考えていない。

次に、奨学金返還支援制度の対象年齢の引上げについてだが、本制度は、市内企業等における雇用と定住者の確保のための制度であり、奨学金返済の負担に苦しむ若者を支援すること、市内への就職や定住のきっかけとしてもらうものである。

制度設計の段階で、統計局の情報を参考としており、転職者の多くが20代であり、転職のタイミングとしては、大学の新卒者であれば、25歳から28歳ぐらいまでが、転職者の多い年齢層と言える。

そこで、支援制度が転職を踏みとどまらせるきっかけとなるよう、この年代を超える、満30歳を補助対象の上限とした。

議員発言のとおり、対象年齢を引き上げれば、助かる方が増加することも承知しているが、本支援制度は個人への支援ではなく、Uターン等

の増加による雇用の確保など、市内企業への支援に重きを置いており、限られた財源の中で、一つの区切りとして年齢制限を設けている。

## 2回目の質問

子どもたちが家庭の条件や経済的理由により、進学を諦めることがなく、高等教育の機会を得られるように、地方自治体で何らかの支援が必要であると考え質問をした。

実際に、生活保護受給や一定期間の在住が条件などで、支援をしている自治体がある。その取組みを調査することも必要だがいかがか。

次に奨学金返還支援制度についてだが、「Uターン等の増加による雇用の確保」「25歳から28歳くらいの転職者が多い」とのことだが、制度の対象を30歳と制限している。転入を促進するにあたっては、制度があるから市内に転職しよう、あるいは故郷に帰ろうという動機には、現行では魅力の乏しい制度ではないかと考え、改善を求めた。それについてはどのように考えるのか伺う。

## 2回目の市長答弁

家庭の条件及び経済的理由で高等教育への進学を諦めることがないよう、支援を行っている自治体の取組を調査することについてだが、調査は既に実施しており、検討した結果、県内最大となる支援制度を創設しており、昨年度より本市独自の施策として実施をしている。

加えて、本市社会福祉協議会でも、低所得世帯などを対象に教育支援資金の貸付事業をしている。また、国の修学支援新制度では、本年度から多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生などへの支援を拡充した。

先ほどの答弁のとおり、国の責任で支援施策等を講ずるべきものであり、国や日本学生支援機構の各種支援制度を活用してほしい。

次に、奨学金返還支援制度についてだが、魅力の乏しい制度との指摘があったが、制度を創設した初年度の実績として38名の方に対し、623万円余りを交付した。対象者が返還している奨学金総額が722万円余りであるので、本人負担の86.3パーセントを支援できている。また、本人以外にも家族からも問合せがあるなど、大きな評価がある。

限られた財源のなかでの施策であり、本市では他にも移住・定住施策も実施しており、それらと合わせ、総合的に魅力ある施策になっている。

## 3回目の質問

この問題の支援は国がやるべきという点については、1回目の質問でも述べたとおりだ。しかし、高い学費や40歳過ぎまで返還が続く貸与制の奨学金制度について、改善される気配はない。そこで地方自治体として出来ることはないかと伺った。

「他自治体の状況を調査された。」と答弁があった。県内でも奨学金として支援をしている自治体もある。しかし、把握しながら採用はされなかった。それはどのように検討され

たのか伺う。

次に、奨学金返還支援制度について、限られた財源という答弁だが、他の移住、定住等の事業と比較しても、また、答弁にもあった、関係者からの反響の大きさからしても、この制度への予算はもっと多くても良いのではと考えるがその点はいかがか。さらに、奨学金返還支援補助金交付要綱の中には、「補助金を申請した人を雇用している地元企業は市に対して協力金を納付することが出来る。」とある。この点では、限られた財源の中でもこの制度の対象はもっと広げられると思うがいかがか。

## 3回目の市長答弁

まず、県内自治体における支援状況の調査結果を踏まえてどのように検討したかについてだが、議員発言の県内自治体の奨学金支援制度については、返済を不要とする給付型の制度と推察するが、個人の寄附金を原資としており、検討を行った結果、本市は企業等における雇用の確保と、定住者の確保の両面での効果が期待できる奨学金返還支援制度を創設した。

次に、奨学金返還支援制度の予算の拡充についてだが、本市、実施の移住定住に関する事業では、8つの奨励金など、豊富なメニューを揃えており、魅力のある制度だと自負している。一方、奨学金返還支援制度については、企業支援の一環として実施しており、対象年齢の引上げは考えていないが、可能な限り全申請者に補助金を交付するように、取組



んでいく。

また、企業からの協力金についてだが、本支援制度は地元企業であれば対象となるが、全ての企業から協力が得られるとは考えていない。このため、勤務する企業からの協力金がなくとも申請者が気兼ねなく申請できるように、企業協力金の納付は任意とした。このことから、不確定な地元企業からの協力金で対象を広げることが考えていない。

なお、協力があれば、本支援制度の財源なので、広報紙や、市が主催するイベント、商工会議所に対する会員への周知依頼などにより、企業には、浸透を図っていく。

### 質問③ 0歳から2歳までの 子どもの子育て支援 について

#### 1回目の質問

今年4月から18歳未満の子どもの医療費助成を独自に行う自治体への罰則としてきた、国民健康保険の減額調整措置が廃止となった。この制度は、もともと不当なものだったが、世論に押されて廃止となった。令和4年度の決算によれば医療費対策事業は1240万8千円である。今後は負担が軽減されるので、この財源をどのように活用するのか。

そこで、この機会に0歳から2歳までの保育料の軽減・無料化と乳幼児を家で育てている家庭への支援に踏み出してはどうか。

ここでの考え方として、保育園等への就園率が言われている。確かに、入園している子どもだけに支援が届いているのでは片手落ちだ。保護者の考えあるいは家庭の条件で保育施設を利用していない家庭もある。0歳から2歳児のすべての子どもに支援が届かなければならない。そこで家庭で子どもを育てている家庭に対しては、助成額が出るようにする。それにより、保育園でも家庭でも、どこで子どもを育てるのか親の判断で選択できる条件が整備できると考えるのがいいか。

すでに、近隣町村では2歳児までの保育料などは無料にして、保育を利用していない家庭への支援も実現している。一刻も早くこの子育て支援の差を埋めるべきである。この点について答弁を求める。

#### 1回目の市長答弁

現在、0歳から2歳までの子どもの保育園等への就園率は約60パーセントである。本市では通園の有無にかかわらず子育て中の保護者に対して多くの支援を実施している。

具体的には、0歳から2歳までの通園児に対する支援として、国が示す標準的な保育料に対し、本市単独事業で所得に応じ、負担軽減を図っている。国及び県の制度で市町村民税の所得割額が一定額未満の保護者に対し、第2子以降の未満児の保育料が無償化となっており、この費用は、市も応分の負担している。

また、家庭で子育てをしている保護者に対しては、つどいの広場の実

施に加え、一時預かりの事業者への事業費補助など、誰でも安心して過ごせる環境の整備を図っている。

さらに、利用者支援事業として産前産後ケアルームでは、県内市町村で、唯一日帰りでレスパイトケアを行い、生後1歳までの母子を対象にした相談や沐浴指導など、きめ細かな子育て支援に努めている。

このほか、ホームスタート事業ではホームビジターが家庭へ訪問し、育児負担の解消などを図っている。

このように、充実した相談支援体制、育児の負担や不安の軽減策など、近隣市町村にはない様々な支援施策を実施しており、保護者の判断によつてどこで子どもを育てるのか選択できる環境も整えているので、この取組を通じて、0歳から2歳までの子どもの子育て世帯に対しては、必要な支援を届けることができている。

#### 2回目の質問

今年度予算には、保育所使用料に5600万円余りが計上された。この分が親の負担となっている。

0歳から2歳児への様々な取組について答弁があった。これは政府も子供未来戦略の加速化プランの中において、0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に対し、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことで必要な支援につなぐ、伴走型相談支援。そして、市町村が出産、育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図るための経済的



支援を行う場合、その一部を国が支援する経済的支援を予算化しており、来年度より法制度として整備される予定だ。こんな時だからこそ、保育料無償化、それに対応する家庭内保育への支援に踏み切るべきではないか。再度答弁を求める。

#### 2回目の市長答弁

保育料無償化とそれに対応する家庭内保育への支援についてだが、保育料については、低所得者への保育料無償化や第2子以降の子どもを対象とした国、県、市による保育料の無償化を実施している。また、0歳から2歳までの子どももつ子育て世帯に対し、相談支援など多くの事業を実施し、子育て世帯が必要とする支援をしっかりと届けられる体制を整備している。

今後も、国の動向を注視するなか、限られた予算や人的資源を傾注し、多くの子育て世帯に着実に届くよう努めていく。



## 令和6年第2回臨時会 議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

| 議案等番号  | 案 件                                | 付託委員会等     | 太田<br>利政 | 奥脇<br>和一 | 渡辺<br>利彦 | 戸田<br>元 | 渡辺<br>幸寿 | 勝俣<br>米治 | 横山<br>勇志 | 小俣<br>光吉 | 前田<br>厚子 | 勝俣<br>大紀 | 秋山<br>晃一 | 宮下<br>宗昭 | 渡辺<br>新喜 | 鈴木<br>富蔵 | 藤原<br>栄作 | 伊藤<br>進 | 渡辺<br>将 | 藤田<br>徹 | 滝口<br>晴夫 | 藤井<br>義房 | 審議結果 |
|--------|------------------------------------|------------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|----------|----------|------|
| 報告第1号  | 専決処分報告について（令和5年度富士吉田市一般会計補正予算第11号） | 5/30<br>報告 | △        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 承認   |
| 報告第2号  | 専決処分報告について（富士吉田市税条例の一部改正）          | 5/30<br>報告 | △        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 承認   |
| 報告第3号  | 専決処分報告について（富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正）    | 5/30<br>報告 | △        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 承認   |
| 議案第36号 | 富士吉田市教育委員会教育長の任命について               | 5/30<br>即決 | △        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 同意   |

## 令和6年第3回定例会 議案等審議結果 ①

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

| 議案等番号  | 案 件                                                | 付託委員会等     | 太田<br>利政 | 奥脇<br>和一 | 渡辺<br>利彦 | 戸田<br>元 | 渡辺<br>幸寿 | 勝俣<br>米治 | 横山<br>勇志 | 小俣<br>光吉 | 前田<br>厚子 | 勝俣<br>大紀 | 秋山<br>晃一 | 宮下<br>宗昭 | 渡辺<br>新喜 | 鈴木<br>富蔵 | 藤原<br>栄作 | 伊藤<br>進 | 渡辺<br>将 | 藤田<br>徹 | 滝口<br>晴夫 | 藤井<br>義房 | 審議結果 |
|--------|----------------------------------------------------|------------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|----------|----------|------|
| 報告第4号  | 継続費繰越計算書について（令和5年度富士吉田市一般会計）                       | 6/13<br>報告 |          |          |          |         |          |          |          |          |          | 議長       |          |          |          |          |          |         |         |         |          |          | 報告   |
| 報告第5号  | 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度富士吉田市一般会計）                     | 6/13<br>報告 |          |          |          |         |          |          |          |          |          | 議長       |          |          |          |          |          |         |         |         |          |          | 報告   |
| 議案第37号 | 富士吉田市立多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について                  | 総務<br>経済   | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 可決   |
| 議案第38号 | 富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について          | 文教<br>厚生   | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 可決   |
| 議案第39号 | 財産の取得について                                          | 総務<br>経済   | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 可決   |
| 議案第40号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について                      | 文教<br>厚生   | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 可決   |
| 議案第41号 | 市道の認定について                                          | 建設<br>水道   | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 可決   |
| 議案第42号 | 令和6年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）                            | 総務<br>経済   | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 可決   |
| 議案第43号 | 令和6年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                      | 文教<br>厚生   | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 可決   |
| 議案第44号 | 工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金関連事業 富士吉田市宮尾垂団地1号館内部改修工事） | 6/27<br>即決 | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 可決   |



令和6年第3回定例会 議案等審議結果 2 (賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

| 議案等番号  | 案 件                             | 付託委員会等     | 太田<br>利政 | 奥脇<br>和一 | 渡辺<br>利彦 | 戸田<br>元 | 渡辺<br>幸寿 | 勝俣<br>米治 | 横山<br>勇志 | 小俣<br>光吉 | 前田<br>厚子 | 勝俣<br>大紀 | 秋山<br>晃一 | 宮下<br>宗昭 | 渡辺<br>新喜 | 鈴木<br>富蔵 | 藤原<br>栄作 | 伊藤<br>進 | 渡辺<br>将 | 藤田<br>徹 | 滝口<br>晴夫 | 藤井<br>義房 | 審議結果 |    |
|--------|---------------------------------|------------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|----------|----------|------|----|
| 議案第45号 | 財産の取得について                       | 6/27<br>即決 | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | 可決   |    |
| 議案第46号 | 富士吉田市監査委員の選任について                | 6/27<br>即決 | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ◇        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | ○    | 同意 |
| 議案第47号 | 富士吉田市公平委員会委員の選任について             | 6/27<br>即決 | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | ○    | 同意 |
| 議案第48号 | 富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について       | 6/27<br>即決 | ○        | ○        | ○        | ○       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | 議長       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○       | ○       | ○        | ○        | ○    | 同意 |
| 選任第1号  | 富士吉田市議会議会運営委員会委員の選任について         | 指名         | —        | —        | —        | —       | —        | —        | —        | —        | —        | 議長       | —        | —        | —        | —        | —        | —       | —       | —       | —        | —        | —    | 選任 |
| 選任第2号  | 富士吉田市議会常任委員会委員の選任について           | 指名         | —        | —        | —        | —       | —        | —        | —        | —        | —        | 議長       | —        | —        | —        | —        | —        | —       | —       | —       | —        | —        | —    | 選任 |
| 選挙第1号  | 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙について | 指名<br>推薦   |          |          |          |         |          |          |          | □        |          |          |          |          |          |          |          |         |         |         |          |          |      | 当选 |
| 選挙第2号  | 富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について       | 指名<br>推薦   |          |          |          |         |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          | □       | □       |         |          |          |      | 当选 |
| 選挙第3号  | 富士吉田市議会議長の選挙について                | 投票         |          |          |          |         |          |          |          |          |          |          |          | □        |          |          | 議長       |         |         |         |          |          |      | 当选 |
| 選挙第4号  | 富士吉田市議会副議長の選挙について               | 指名<br>推薦   |          |          |          |         |          |          |          |          |          |          |          | 議長       |          |          |          |         |         | □       |          |          |      | 当选 |

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。  
◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の概要”をご覧ください。

| 9月定例会開催予定 |                      |                          |                          |                          |                        |        |
|-----------|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|--------|
| 日<br>1    | 月<br>2               | 火<br>3                   | 水<br>4                   | 木<br>5                   | 金<br>6                 | 土<br>7 |
|           |                      |                          | 本会議<br>(開会)<br>14:00     |                          |                        |        |
| 8         | 9                    | 10                       | 11                       | 12                       | 13                     | 14     |
|           |                      |                          |                          | 本会議<br>(一般質問)<br>13:00   | 本会議<br>(一般質問)<br>13:00 |        |
| 15        | 16                   | 17                       | 18                       | 19                       | 20                     | 21     |
|           |                      | 決算特別<br>委員会<br>10:00     | 決算特別<br>委員会<br>10:00     |                          | 決算特別<br>委員会<br>10:00   |        |
| 22        | 23                   | 24                       | 25                       | 26                       | 27                     | 28     |
|           |                      | 常任委員会<br>(総務経済)<br>10:00 | 常任委員会<br>(文教厚生)<br>10:00 | 常任委員会<br>(建設水道)<br>10:00 |                        |        |
| 29        | 30                   |                          |                          |                          |                        |        |
|           | 本会議<br>(閉会)<br>14:00 |                          |                          |                          |                        |        |

※招集告示は8月28日(水)となります。

本会議・常任委員会を傍聴しませんか！！

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。なお、議会運営上、開会時間を過ぎる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

●傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本 会 議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

☎0555-22-0612



## 市宮宮川橋南駐車場内覧会

令和6年5月31日

新倉山浅間公園や本町通り沿いを目指し、多くの観光客等が訪れるようになっていますが、駐車場やトイレ、滞留場所が無いなどの課題もありました。

そこで、さらなる駐車場の確保を図り、安全な市民生活を増進するため、西裏地区や新倉山浅間公園に近い中心市街地に、トイレとポケットパーク機能をあわせ持つ駐車場が整備されましたので、一足早く内覧しました。



## 富士吉田市立富士山 ジビエセンター内覧会

令和6年6月12日

富士山に生息する野生鹿は、これまで農作物や樹皮を食べてしまう厄介者として扱われ、被害対策として捕獲された鹿は加工施設がないため、埋没処理をせざるを得ない状況でした。そこで、本市では富士山麓で育った二ホンジカの命を無駄にしないこと、そして、捕獲した二ホンジカを単なる害獣として処理するだけでなく、新たな資源としてしっかりと活用することで新たな経済循環を生み出し、鳥獣被害の防止に努めていくため、ジビエ加工センターが建設されました。このたび、一足早く、本市議会議員をはじめとする関係各位が内覧しました。



## 編集後記

富士吉田市議会だより第166号をお届けします。

今回、5月臨時会では教育長の任命が、6月定例会では正副議長の就退任のほか、委員会構成の変更があり、当委員会も新たな顔ぶれとなりました。

議会だよりにつきましては、引き続き、本議会における一般質問の内容や、市政に関わる重要な議案について、市民の皆様に最新の情報を提供して参ります。

6月定例会では4名の議員による一般質問が行われ、「オーバーツーリズム対策について」等、本市の施策について積極的な質問が行われました。

今後も市民の皆様の声やご意見を尊重し、市政に反映して参ります。

(渡辺 新喜)

### 議会だより編集委員会

委員長 渡辺 新喜  
副委員長 渡辺 幸寿  
委員 渡辺 利彦

/ 小俣 光吉 / 藤原 栄作 / 伊藤 進



# 委員会構成に変更がありました

## ●議会運営委員会



委員長 渡辺新喜  
副委員長 渡辺幸寿  
委員 渡辺利彦・小俣光吉  
藤原栄作・伊藤 進

## ●総務経済委員会



委員長 藤原栄作  
副委員長 藤井義房  
委員 太田利政・渡辺幸寿  
勝俣米治・渡辺新喜・藤田 徹

## ●文教厚生委員会



委員長 鈴木富蔵  
副委員長 滝口晴夫  
委員 渡辺利彦・横山勇志  
秋山晃一・宮下宗昭・伊藤 進

## ●建設水道委員会



委員長 渡辺 将  
副委員長 前田厚子  
委員 奥脇和一・戸田 元  
小俣光吉・勝俣大紀

## ●富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員（補欠選挙）

上吉田区域 横山勇志

## ●富士五湖広域行政事務組合議会議員（補欠選挙）

伊藤 進・渡辺 将

年4回/市内全域配布

**ふじよしだ議会だより**  
**企業広告大募集！**

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局  
☎0555-22-0612（直通）

富士吉田市議会のホームページは  
こちらのQRコードからご覧にな  
れます。ぜひご活用ください。



※「QRコード」は商標デンソーウェーブの登録商標です。